

高力ボルトの基準張力、高力ボルト引張接合部の引張りの許容応力度及び高力ボルトの材料強度の基準強度（傍線部分は改正部分）

（昭和五十五年建設省告示第七百九十五号）

改 正 案			現 行		
<p>建築基準施行令（昭和二十五政令第三百三十八号）第九十二条の二、第九十四条及び第九十六条の規定に基づき、高力ボルトの基準張力、高力ボルト引張接合部の引張り許容応力度及び高力ボルトの材料強度の基準強度をそれぞれ次のように定める。</p> <p>高力ボルトの基準張力、高力ボルト引張接合部の引張りの許容応力度及び高力ボルトの材料強度の基準強度を定める件</p> <p>第一 高力ボルトの基準張力</p> <p>一 高力ボルトの基準張力（建築基準法施行令（昭和二十五政令第三百三十八号。以下「令」という。）第六十七条の規定に適合する場合に限る。）は、次の表の数値とする。</p>			<p>建築基準施行令（昭和二十五政令第三百三十八号）第九十二条の二、第九十四条及び第九十六条の規定に基づき、高力ボルトの基準張力、高力ボルト引張接合部の引張り許容応力度及び高力ボルトの材料強度の基準強度をそれぞれ次のように定める。</p> <p>高力ボルトの基準張力、高力ボルト引張接合部の引張りの許容応力度及び高力ボルトの材料強度の基準強度を定める件</p> <p>第一 高力ボルトの基準張力</p> <p>高力ボルトの基準張力は、次の表の数値とする。</p>		
	高力ボルトの品質	高力ボルトの基準張力		高力ボルトの品質	高力ボルトの基準張力
	高力ボルトの種類	高力ボルトの締付ボルト張力 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	力(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	高力ボルトの種類	力(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)
㊦	一種	四〇〇以上	四〇〇	㊦	四、 以上
㊧	二種	五〇〇以上	五〇〇	㊧	五、 以上
㊨	三種	五三五以上	五三五	㊨	五、三五 以上
<p>この表において、一種、二種及び三種は、日本工業規格（以下「JIS」という。）B一一八六（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座</p>			<p>この表において、一種、二種及び三種は、日本工業規格（以下「JIS」という。）B一一八六 一九七九（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナ</p>		

金のセット) 一九九五に定める一種、一種及び三種の摩擦接合用高力ボルト、ナット及び座金の組合わせを表すものとする。

一 前号に掲げるもののほか、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号以下「法」といふ。)第三十七条の規定に基づき建設大臣の認定を受けたものにあつては、その種類及び品質に応じて建設大臣が指定した数値とする。

第二 高力ボルト引張接合部の引張りの許容応力度

一 高力引張接合部の高力ボルトの軸断面に対する引張り許容応力度(令第六十七条の規定に適合する場合に限る。)は、次の表の数値とする。

高力ボルトの品質	長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニコート)	短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニコート)
第一の表中(一)項に掲げるもの	二五〇	長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度の数値の一・五倍とする
第一の表中(二)項に掲げるもの	三三〇	
第一の表中(三)項に掲げるもの	三三〇	

一 前号に掲げるもののほか、法第三十七条の規定に基づき建設大臣の認定を受けたものにあつては、その種類及び品質に応じてそれぞれ建設大臣が指定した数値とする。

第三 高力ボルトの材料強度の基準強度

一 高力ボルトの材料強度の基準強度(令第六十七条の規定に適合する場合に限る。)は、次の表の数値とする。

ット・平座金のセット)に定める一種、一種及び三種又はこれらと同等以上の品質を有する摩擦接合用高力ボルト、ナット及び座金の組合わせを表すものとする。

第二 高力ボルト引張接合部の引張りの許容応力度

高力引張接合部の高力ボルトの軸断面に対する引張り許容応力度は、次の表の数値とする。

高力ボルトの品質	長期応力に対する引張りの許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)	短期応力に対する引張りの許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)
第一の表中(一)項に掲げるもの	二五	長期応力に対する引張りの許容応力度の数値の一・五倍とする
第一の表中(二)項に掲げるもの	三一	
第一の表中(三)項に掲げるもの	三三	

第三 高力ボルトの材料強度の基準強度

高力ボルトの材料強度の基準強度は、次の表の数値とする。

高力ボルトの品質	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
F八T	六四〇
F十T	九〇〇
F十一T	九五〇

この表において、F八T、F十T及びF十一Tは、JIS B一八六一九九五(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)に定めるF八T、F十T及びF十一Tの高力ボルトを表すものとする。

一 前号に掲げるもののほか、法第三十七条の規定に基づき建設大臣の認定を受けたものにあつては、その種類及び品質に応じてそれぞれ建設大臣が指定した数値とする。

高力ボルトの品質	基準強度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)
F八T	六四
F十T	九
F十一T	九五

この表において、F八T、F十T及びF十一Tは、JIS B一八六一九七九(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)に定めるF八T、F十T及びF十一T又はこれらと同等以上の品質を有する高力ボルトを表すものとする。